

高額医療・高額介護合算制度の申請受付が始まります

現在、みなさんが医療保険や介護保険を利用し自己負担額が高額になった場合、医療保険では高額療養費制度、介護保険では高額介護サービス費制度により、個人の限度額（月単位）を超えた金額が支給されています。しかし、その支給を受けても、長期間にわたって治療や介護サービスを受ける場合、家計の負担は重くなってしまいます。

高額医療・高額介護合算制度とは、医療保険と介護保険の自己負担額を合算して、新たに設けられた世帯の限度額（年単位）を超えた金額が支給される制度です。

●計算される期間

毎年8月～翌年7月までの12カ月間
 （今回は制度開始初年度のため、平成20年4月～平成21年7月までの16カ月間）

●合算の対象となる世帯

医療保険と介護保険の両方に自己負担額がある世帯（計算期間内に亡くなった人の代理申請も可能です）

●合算される医療保険 介護保険を利用した人の医療保険と同じ医療保険（異なる医療保険の場合は合算されません）

●計算されない経費

- ①入院・入所時の食費・部屋代・日常生活品費
- ②介護保険での福祉用具購入費・住宅改修費
- ③要介護状態区分別の支給限度額を超えて介護サービスを利用されたときの自己負担額
- ④70歳未満の人の医療費のうち、入院・外来・調剤それぞれ21,000円未満（月単位）の自己負担額

●支給対象となる世帯

限度額を超えた金額が500円を超える世帯

★申請窓口 介護保険を利用した人が7月31日時点で加入している医療保険の窓口

★申請開始時期

| 加入している医療保険 （問い合わせ先） | 申請に関すること |
|--|--|
| 国民健康保険 （国保年金係 ☎ 63-1327） | 対象世帯には申請通知が送付される予定です。その中に申請に関する ことが記載されていますので、それに従って申請してください。 |
| 後期高齢者医療制度 （高齢者医療係 ☎ 63-1420） | |
| その他の医療保険 （各医療保険の窓口） （※介護保険自己負担額証明書に関する問い合わせ… 介護保険係 ☎ 63-1418） | 申請に関することは各医療保険の窓口にお問い合わせください。 なお、申請の際に介護保険自己負担額証明書の添付が必要となります ので、介護保険係で証明書の交付申請を行ってください。証明書の交付 は来年2月からの予定です。 【介護保険自己負担証明書の交付申請に必要なもの】①印鑑（認印可） ②預金通帳 ③医療保険の被保険者証 ④介護保険の被保険者証 |

介護保険高額介護
サービス費
申請はお済みですか？

介護保険高額介護サービス費とは、自己負担額が個人の限度額（月単位）を超えた金額が支給される制度です。

介護保険要介護認定の結果通知を送付するときに、介護保険高額介護サービス費の申請のお知らせ（ピンク色）を同封していますが、申請していない人もいます。

計算は2年前までさかのぼり、世帯合算も行われますので、まだ申請をしていない人は早めの申請をお勧めします。

◆申請時に必要なもの

- ①印鑑（認印可）
- ②預金通帳
- ③介護保険の被保険者証

「問」介護保険係
☎ 63・1418

平成21年度 「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」

平成18年6月に法律が施行され、毎年12月10日から16日までが「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」と定められました。政府認定拉致被害者である本県出身の松木薫さんや多くの被害者・家族の方々の苦しみは今も続いています。本県では、県民の皆さんにこの問題についての関心と認識を深めていただくため、同週間を中心に写真パネル展や講演会などさまざまな啓発事業を行う予定です。

【問】県観光交流国際課国際交流室 ☎096-333-2157

《子育て応援特別手当（平成21年度版）が執行停止になりました》

支給対象者のみなさまへ

平成21年10月15日

厚生労働大臣 長妻 昭

お詫び

子育て応援特別手当（平成21年度版）の執行停止について

皆様に、お詫びを申し上げなければならぬことがございます。子育て応援特別手当（平成21年度版）に關しまして、その趣旨を活かしつつ、より充実した新しい「子ども手当」の創設など、子育て支援策を強力に推進するため、執行を停止させていただくこととなりました。

この子育て応援特別手当（平成21年度版）では、本年度において小学校就学前3年間に属するお子様一人あたり、3万6千円を支給することとなりました。

支給対象者の皆様をはじめ、多くの方々に大変なご迷惑をおかけいたしましたことを心よりお詫び申し上げます。

私どもといたしましては、安心して子どもを育てられる社会の構築に向けて、より一層の努力を続けてまいります所存でございます。

今後ともご指導を賜りますよう何卒、宜しくお願い申し上げます。

【問】福祉課 ☎63・1417

くらしの情報

犬を飼っている皆さんへ 管理とマナーを徹底し ましょう！

大型犬に咬まれて亡くなる事故が、本年10月に福岡県内において発生しました。

大型犬に咬まれると、重大事故になる可能性が高く、厳重な管理が必要です。

また、飼い主の管理やマナー不足による、迷子犬、犬の放し飼いやおよびフンの放置に対する苦情が多数あります。

犬は、人へ危害を加えないように、常につないで飼うか、きちんと檻に入れて飼ってください。

※首輪や鎖は消耗品です、古くなつて壊れる前に取り替えてください。

ルールを守り正しい飼い方をするのが、飼い主の義務です。

※犬を散歩させるときは、引き綱をつけフンの後始末を必ずしましょう。

フンの後始末や放し飼い注意のマナープレートを用意しています。地域で必要な所はお申し出ください。

【問】環境保全課環境業務係 ☎63・1370

下水道をお使いの皆さんへ 下水管清掃、点検の訪問業者にご注意を！

市内各地で、宅地内の下水管の清掃や点検を市から委託されたとして、高額な値段で訪問する業者が多く出回っています。市では、業者に下水管の清掃や点検を委託することはありません。

下水管の清掃については、一般住宅で使用者（または管理者）に台所用のためマスを月1回程度、不要になったらお玉などですくい取ってもらえば下水管の清掃は必要ありません。この清掃を怠ると油分が固形化し、下水管の詰まりの原因になりますので、ご注意ください。

【問】下水道課 ☎64・2700

差押不動産のインターネット公売を行います

滞納処分により差押えた不動産を、インターネット公売を利用して売却します。公売に参加するには、事前にホームページ（<http://koubai.auctions.yahoo.co.jp/>）で参加申し込みが必要です。また、公売開始までに滞納に係る徴収金が完納された場合は、公売を中止します。

●物件 宅地（396・70平方メートル）1件（荒尾市野原）

●参加申し込み期間 平成22年1月8日（金）午後1時～1月19日（火）午後5時

●入札期間 平成22年1月25日（月）午後1時～2月1日（月）午後1時

【問】収納課整理係 ☎63・1362

